その盛土

手続きしてますか？

令和7年**7月18日**から県内全域で盛土規制開始！

手続き

7月18日以降に対象となる工事※に着手する場合は、**許可申請等が必要**です。

※対象となる工事の例
- 高さが1mを超える盛土（崖を生ずるもの）
- 500㎡を超える盛土　等

罰則

手続きや盛土の管理を怠った場合には、工事施工者や土地所有者等に対し、盛土規制法の**罰則が適用**されます。
（最大で**拘禁刑3年**又は**罰金1,000万円**、法人に対しては最大**3億円**）

■新潟市を除く市町村

新潟県土木部　都市局　都市政策課
電話 025-280-5932

手続き・規制区域を今すぐチェック　新潟県HP

■新潟市

新潟市　都市政策部　都市計画課
電話 025-226-2825

手続き・規制区域を今すぐチェック　新潟市HP